

議員提出議案第4号

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)12月16日提出

提出者 野村生代
長友克由
千葉雅民
藤田幸久

〈提案理由〉

期末手当の支給率を改定するため。

枚方市条例第　　号

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附　則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。この場合において、同条の規定による改正前の市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給の日に支給する。

議員提出議案第4号参考資料

市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>[第1条関係] (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>[第1条関係] (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>[第2条関係] (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>[第2条関係] (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市議会議員に対して、議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>表 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>